3　前条第二項及び第三項の規定は、特定新規設立法人がその基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間（第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間を除く。）中に調整対象固定資産の仕入れ等を行つた場合について準用する。この場合において、前条第二項中「前項の新設法人」とあるのは「次条第一項の特定新規設立法人」と、「当該新設法人」とあるのは「当該特定新規設立法人」と、「若しくは前項」とあるのは「、この項若しくは次条第一項」と読み替えるものとする。

4　第一項に規定する他の者は、特定要件に該当する新規設立法人から同項に規定する金額が五億円を超えるかどうかの判定に関し必要な事項について情報の提供を求められた場合には、これに応じなければならない。

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十五条第六項及び第十一項中「第十二条の二」を「第十二条の三」に改める。

第二十九条中「百分の四」を「百分の六・三」に改める。

第三十条第一項中「百五分の四」を「百八分の六・三」に改め、同条第六項中「百分の百二十五」を「六十三分の八十」に改める。

第三十二条第一項第一号及び第三十六条第一項中「百五分の四」を「百八分の六・三」に改める。

第三十七条第二項第二号中「において同項」を「又は第十二条の三第三項の特定新規設立法人である場合において第十二条の二第二項（第十二条の三第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」に、「同項に規定する調整対象固定資産」を「第十二条の二第二項に規定する調整対象固定資産」に改める。

第三十八条第一項中「百分の五」を「百分の八」に、「百五分の四」を「百八分の六・三」に改める。

第三十九条第一項中「百五分の四」を「百八分の六・三」に改める。

第四十二条第一項中「及び第六項」を「、第六項及び第八項」に改め、同条第六項中「この項」の下に「、第八項、第十項及び第十一項」を加え、同条第八項中「前各項」を「第一項から第七項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項の次に次の四項を加える。

8　第六項第一号に掲げる金額が二十四万円以下であることによりその六月中間申告対象期間につき、同項の規定による申告書（以下この項及び第十一項において「六月中間申告書」という。）を提出することを要しない事業者が、当該六月中間申告書を提出する旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、当該届出書の提出をした事業者の当該提出をした日以後にその末日が最初に到来する六月中間申告対象期間以後の六月中間申告対象期間（同号に掲げる金額が二十四万円以下であるものに限る。第十一項において同じ。）については、第六項ただし書の規定は、適用しない。

9　前項の規定による届出書を提出した事業者は、同項の規定の適用を受けることをやめようとするとき又は事業を廃止したときは、その旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

10　前項の規定による届出書の提出があつたときは、その提出があつた日以後にその末日が最初に到来する六月中間申告対象期間以後の六月中間申告対象期間については、第八項の規定による届出は、その効力を失う。

11　第八項の規定による届出書の提出をした事業者が、当該提出をした日以後にその末日が最初に到来する六月中間申告対象期間以後の六月中間申告対象期間に係る六月中間申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、当該事業者は第九項の規定による届出書を当該六月中間申告対象期間の末日にその納税地を所轄する税務署長に提出したものとみなす。

第四十四条中「場合」の下に「（第四十二条第十一項の規定の適用を受ける場合を除く。）」を加え、「第四十二条第一項各号」を「同条第一項各号」に改める。

第五十七条第一項第三号中「又は第三十七条第四項」を「、第三十七条第四項又は第四十二条第九項」に改め、同条第二項中「第十二条の二第一項に規定する新設法人」を「事業者が第十二条の二第一項に規定する新設法人又は第十二条の三第一項に規定する特定新規設立法人」に、「事業者は」を「場合には」に、「当該事業者が新設法人に該当することとなつた」を「その」に改める。

第三条　消費税法の一部を次のように改正する。

第九条第二項第一号ロ及び第九条の二第二項第二号中「六十三分の八十」を「七十八分の百」に改める。

第二十九条中「百分の六・三」を「百分の七・八」に改める。

第三十条第一項中「百八分の六・三」を「百十分の七・八」に改め、同条第六項中「六十三分の八十」を「七十八分の百」に改める。

第三十二条第一項第一号及び第三十六条第一項中「百八分の六・三」を「百十分の七・八」に改める。

第三十八条第一項中「百分の八」を「百分の十」に、「百八分の六・三」を「百十分の七・八」に改める。

第三十九条第一項中「百八分の六・三」を「百十分の七・八」に改める。

第四条から第六条まで　削除

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条　第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

一　消費課税については、消費税率（地方消費税率を含む。以下この号において同じ。）の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

イ　低所得者に配慮する観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第　　号。第六号において「番号法」という。）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する制度（次号ニ(3)及び第六号において「番号制度」という。）の本格的な稼動及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直し及び所得控除の抜本的な整理と併せて、総合合算制度（医療、介護、保育等に関する自己負担の合計額に一定の上限を設ける仕組みその他これに準ずるものをいう。）、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。）等の施策の導入について、所得の把握、資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含め様々な角度から総合的に検討する。

ロ　低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する。

ハ　第二条の規定の施行からイ及びロの検討の結果に基づき導入する施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。

ニ　消費税の簡易課税制度の仕入れに係る概算的な控除率については、今後、更なる実態調査を行い、その結果も踏まえた上で、その水準について必要な見直しを行う。

ホ　消費税率が段階的に引き上げられることも踏まえ、消費税（地方消費税を含む。以下ホからトまで及びヌにおいて同じ。）の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、次に定める取組を含め、より徹底した対策を講ずる。

(1)　消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するため、事業者等が消費税の転嫁及び価格表示等に関して行う行為についての指針を策定し、その周知徹底を図り、相談等を行うこと。

(2)　中小事業者向けに相談の場を設置するとともに、講習会の開催等を行うこと。